

平成 23 年 5 月 31 日

各 位

上場会社名 日本パーキング株式会社
 代表者 代表取締役社長 岡本 政彦
 (コード番号 8997)
 問合せ先責任者 常務取締役
 管理部門担当 各務 善敏
 (TEL 03-3222-0773)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他関係会社の商号等

平成 23 年 2 月 28 日現在

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
東京建物株式会社	親会社	75.2	18.5	93.7	株式会社東京証券取引所 市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け

東京建物株式会社は、平成 23 年 2 月 28 日現在、当社議決権の 93.7%（うち、間接所有割合 18.5%）を所有する親会社であります。

平成 23 年 5 月 25 日付け当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ」等にてお知らせしましたとおり、当社は、東京建物株式会社の実質的完全子会社となることを目的として、平成 23 年 5 月 25 日開催の第 14 回定時株主総会において、①平成 23 年 5 月 25 日を効力発生日として、A 種種類株式を発行する旨の定めを設け、当社が種類株式発行会社となること、②上記①による定款変更後、平成 23 年 6 月 28 日を効力発生日として、当社普通株式に全部取得条項を付する旨、及び当社が株主総会の特別決議により全部取得条項付普通株式を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 3,333 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けること、並びに③上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、平成 23 年 6 月 28 日を取得日として、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 3,333 分の 1 株の割合をもって交付することについて、いずれも原案どおり承認可決され、平成 23 年 5 月 25 日開催の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会においても、上記②について原案どおり承認可決されております。

これにより、当社普通株式は平成 23 年 6 月 23 日に上場廃止となり、平成 23 年 6 月 28 日を効力発生日として全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付を実施し、東京建物株式会社の実質的完全子会社となる予定であります。

(2) 親会社等の企業グループとの取引関係について

直前連結会計年度において、該当事項はありません。

(3)親会社等の企業グループとの人的関係について

東京建物株式会社及びそのグループ企業との人的関係につきましては、東京建物株式会社の社員2名が当社へ出向し、当社の代表取締役社長及び常務取締役に就任しております。また、東京建物株式会社及びそのグループ企業の役員又は従業員のうち、以下のとおり1名が、当社の取締役（非常勤）を兼ねております。

(役員の内兼任状況)

平成23年5月31日現在

役職	氏名	東京建物グループにおける役職	就任理由
取締役	中町 純一	東京建物不動産販売株式会社 アセットソリューション営業部長	東京建物グループでの豊富な経験と幅広い見識に基づき、実践的な視点から、当社の経営に活かして貢献していただくため、当社が招聘

(注) 当社の取締役5名、監査役3名のうち、親会社等との兼任役員は上記1名のみであります。

(4)親会社グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、経営・事業活動への影響等及び親会社からの一定の独立性確保に関する考え方及びそのための施策

当社グループは、東京建物株式会社と経営資源及びノウハウを活用し合い、企業価値の向上を図っていく方針であります。当社の事業活動や経営判断等については、当社の取締役会等において協議及び決議がなされており、事業運営上の独立性は確保されていると考えております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

直前連結会計年度において、該当事項はありません。

4. 親会社又は支配株主（親会社を除く。）を有する場合において当該親会社又は支配株主（親会社を除く。）との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、直前連結会計年度において、東京建物株式会社及びそのグループ企業との間で取引を行っておりません。今後、取引を行う際の取引条件等については、市場価格等を勘案し、当社グループ独自の判断をもとに合理的な決定を行い、当社グループと関連を有しない会社との取引と同様に行う予定であります。

また、上記2. (1)②の全部取得条項に係る定款一部変更につきましては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、その有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、上記2. (1)③の全部取得条項付普通株式の取得につきましては、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

以上